



鳥取県公報

平成 19 年 11 月 19 日 (月)
号外第 167 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (955) (経営支援課)	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (956) (水産課)	3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (957) (〃)	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (958) (〃)	4

告示

鳥取県告示第955号

平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成19年11月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年11月19日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
利子補給率				利子補給率			
農業近代化資金 融通法（昭和36 年法律第202号。 以下「法」とい う。）第2条第 2項第1号、第 2号、第4号及 び第5号に掲げ る融資機関が同 条第1項第1号 に掲げる者に貸 し付ける場合				農業近代化資金 融通法（昭和36 年法律第202号。 以下「法」とい う。）第2条第 2項第1号、第 2号、第4号及 び第5号に掲げ る融資機関が同 条第1項第1号 に掲げる者に貸 し付ける場合			
(1) 規則別表 第1号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.4</u> パーセント	(1) 規則別表 第1号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.55</u> パーセン 上
(2) 規則別表 第2号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.4</u> パーセント	(2) 規則別表 第2号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.55</u> パーセン 上
(3) 規則別表 第3号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.4</u> パーセント	(3) 規則別表 第3号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.55</u> パーセン 上
(4) 規則別表 第4号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.4</u> パーセント	(4) 規則別表 第4号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.55</u> パーセン 上
略				略			
(7) 規則別表 第7号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.4</u> パーセント	(7) 規則別表 第7号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.55</u> パーセン 上
(8) 規則別表 第8号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.4</u> パーセント	(8) 規則別表 第8号に掲 げる資金	略	略	年 <u>0.55</u> パーセン 上

鳥取県告示第956号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成19年11月19日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年11月19日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前				
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率			
	法第2条第2項第5号	法第2条第2項第1号	法第2条第2項第2号	法第2条第2項第5号	法第2条第2項第5号		法第2条第2項第1号	法第2条第2項第2号	法第2条第2項第4号	法第2条第2項第5号
（昭和44年に掲げる融資機関が、号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第5号までに掲げる者に貸し付ける場合	（令第5条に規定する機関が、同一の種類の第1号から第5号までの間に掲げる者に貸し付ける場合）	（第6号に掲げる者に貸し付ける場合）	（第6号から第10号までに掲げる者に貸し付ける場合）	（第6号から第10号までに掲げる者に貸し付ける場合）	（第6号から第10号までに掲げる者に貸し付ける場合）	（昭和44年に掲げる融資機関が、同一の種類の第1号から第5号までの間に掲げる者に貸し付ける場合）	（第6号から第10号までに掲げる者に貸し付ける場合）	（第6号から第10号までに掲げる者に貸し付ける場合）	（第6号から第10号までに掲げる者に貸し付ける場合）	（第6号から第10号までに掲げる者に貸し付ける場合）
（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	（漁業近代化資金の施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合
略						略				
4規則別表第3号に掲げる	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント	4規則別表第3号に掲げる	略	略	年0.55パー セント	年0.55パー セント

資金						資金				
5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年 <u>0.4</u> パー ^{セント}	年 <u>0.4</u> パー ^{セント}	5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年 <u>0.55</u> パー ^{セント}
略										
8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金			略	年 <u>0.4</u> パー ^{セント}	年 <u>0.4</u> パー ^{セント}	8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金			略	年 <u>0.55</u> パー ^{セント}
略										
9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年 <u>0.4</u> パー ^{セント}	年 <u>0.4</u> パー ^{セント}	9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年 <u>0.55</u> パー ^{セント}

鳥取県告示第957号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成19年11月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成19年11月19日

鳥取県知事 平 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>1.8</u> パー ^{セント}	略	年 <u>1.9</u> パー ^{セント}	略

鳥取県告示第958号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成19年11月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成19年11月19日

鳥取県知事 平 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第3号の資金	年 <u>1.8</u> パーセント	略
規則別表第7号の資金	年 <u>2.425</u> パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年 <u>1.8</u> パーセント	略

資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第3号の資金	年 <u>1.9</u> パーセント	略
規則別表第7号の資金	年 <u>2.525</u> パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年 <u>1.9</u> パーセント	略